

令和2年4月27日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐 : 前田 忠秋(内線 2872)
係 長 : 櫻井 琢磨(内線 2879)
代 表 03-5253-1111

報道関係者 各位

労働金庫において個人向け緊急小口資金の特例貸付に係る貸付申請の受付を開始します

本年4月30日より全国の労働金庫において、緊急小口資金の特例貸付に係る貸付申請の受付を開始しますのでお知らせします。

なお、全国での実施に先立ち、本日から4月29日までの間に先行して貸付申請の受付の開始を予定している労働金庫は以下のとおりです。

先行実施 開始日(予定)	労働金庫名	支店名又は会場名(市町村名)	受付時間	問合せ先
4/22~	北海道労働金庫	本店(北海道札幌市中央区)	9:00-15:00	011-271-2001
4/27~	北海道労働金庫	札幌西支店(北海道札幌市西区)	9:00-15:00	011-661-5121
		札幌東支店(北海道札幌市白石区)	9:00-15:00	011-822-8181
		札幌北支店(北海道札幌市北区)	9:00-15:00	011-717-1212
		札幌麻生支店(北海道札幌市北区)	9:00-15:00	011-717-2121
		札幌平岡支店(北海道札幌市清田区)	9:00-15:00	011-885-1311
4/27・28 ^{※2}	中央労働金庫	労働金庫会館(東京都千代田区)	10:00-16:00	
		ウィリング横浜(神奈川県横浜市港南区)		

※1 お住まいの地域の各労働金庫については、<https://all.rokin.or.jp/info/>(お近くのろうきんをさがす)から検索いただけます。

※2 4月27日及び28日の臨時窓口の詳細については、全国労働金庫協会HP(<https://all.rokin.or.jp/news/file/6b26dd71ff605e92152f4b12202aff7a96b52d25.pdf>)にてご覧頂けます。

※3 労働金庫で受付をするのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金については引き続きお住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 【緊急小口資金の申込先の追加】

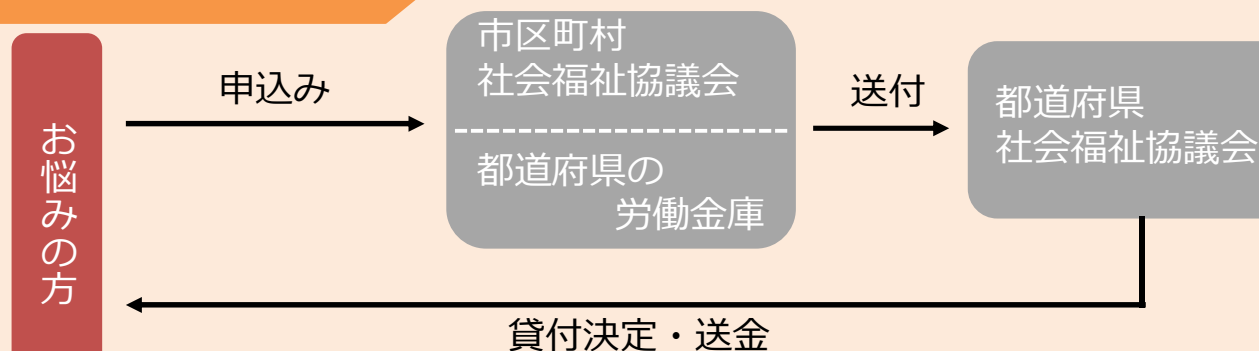
各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施していますが、緊急小口資金については、4月30日より、お住まいの都道府県の労働金庫でも申込みが可能となります。

基本的には、郵送申込みによる対応となります。

貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



●お申込み先

お住まいの市区町村社会福祉協議会（3月25日から受付中）

又は

お住まいの都道府県の労働金庫（4月30日から受付開始）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
 - 世帯員に要介護者がいるとき
 - 世帯員が4人以上いるとき
 - 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

お住まいの

市区町村社会福祉協議会
又は

お住まいの都道府県の

労働金庫

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

のご案内

0120-46-1999

受付時間：09：00～21：00（土日・祝日を含む）